

## 第14号議案

芦屋市保健福祉センターの設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市保健福祉センターの設置に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法及び母子保健法の一部改正を踏まえ、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもへの一体的な相談支援等を行う機能を有する「こども家庭センター」を芦屋市保健センターと一体的に設置し、子ども家庭支援全般に取り組む体制強化を図るとともに、その名称を「芦屋市こども家庭・保健センター」に改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市保健福祉センターの設置に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市保健福祉センターの設置に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市保健福祉センターの設置に関する条例（平成22年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の福祉の向上及び健康の保持増進、<u>子ども及び妊産婦の保健福祉に係る包括的な支援並びに歯科医療事業の充実を図るとともに、地域福祉活動を推進するため、芦屋市保健福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 センターに次の施設を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (略)</li> <li>(2) <u>芦屋市こども家庭・保健センター</u></li> <li>(3) (略)</li> </ol> <p>(施設の管理)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の福祉の向上及び健康の保持増進並びに歯科医療事業の充実を図るとともに、地域福祉活動を推進するため、芦屋市保健福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 センターに次の施設を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (略)</li> <li>(2) <u>芦屋市保健センター</u></li> <li>(3) (略)</li> </ol> <p>(施設の管理)</p>

改正後	改正前
<p>第4条 前条の施設の管理については、次に掲げる条例の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>芦屋市こども家庭・保健センター 芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例</u> (昭和45年芦屋市条例第25号)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第4条 前条の施設の管理については、次に掲げる条例の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>芦屋市保健センター 芦屋市保健センターの管理に関する条例</u> (昭和45年芦屋市条例第25号)</p> <p>(3) (略)</p>

(芦屋市福祉センターの管理に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市福祉センターの管理に関する条例(平成22年芦屋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第2条 福祉センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障がい者及び障がい児の生活支援に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 福祉センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者及び障害児の生活支援に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> <u>子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>

改正後	改正前
(5) (略)	(6) (略)
(6) (略)	(7) (略)

(芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市保健センターの管理に関する条例（昭和45年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
芦屋市 <u>こども家庭・保健センター</u> の管理に関する条例	芦屋市 <u>保健センター</u> の管理に関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、 <u>芦屋市こども家庭・保健センター</u> （以下「 <u>こども家庭・保健センター</u> 」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>芦屋市保健センター</u> （以下「 <u>保健センター</u> 」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(業務)	(業務)
第3条 <u>こども家庭・保健センター</u> は、次に掲げる業務を行う。	第3条 <u>保健センター</u> は、次に掲げる業務を行う。
(1) <u>妊産婦、子育て世帯及び子どもに対する支援全般に関すること。</u>	
(2) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による母子保健事業に関すること。</u>	

改正後	改正前
<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(職員)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による母子保健事業に関すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(職員)</p>
<p>第4条 <u>こども家庭・保健センター</u>に、<u>管理医師及び職員</u>を置く。</p> <p>2 <u>管理医師は、前条第2号から第12号に掲げる業務のうち、市長が定める事務を所掌する。</u></p> <p>(使用料等)</p> <p>第5条 <u>こども家庭・保健センター</u>の使用者は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。）別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の範囲内で、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第3条第10号の規定により使用する場合は、診療報酬算定方法別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の7割以内で、規則で定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p>	<p>第4条 <u>保健センター</u>に、<u>所長及び職員</u>を置く。</p> <p>2 <u>所長は、市長の命を受け、保健センターの管理運営に当たるものとする。</u></p> <p>(使用料等)</p> <p>第5条 <u>保健センター</u>の使用者は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。）別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の範囲内で、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第3条第9号の規定により使用する場合は、診療報酬算定方法別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の7割以内で、規則で定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 市長は、<u>こども家庭・保健センター</u>を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>こども家庭・保健センター</u>への入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>こども家庭・保健センター</u>の管理に支障を及ぼすと認められるとき。</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 市長は、<u>保健センター</u>を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>保健センター</u>への入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>保健センター</u>の管理に支障を及ぼすと認められるとき。</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表市長の項附属機関の名称の欄中「芦屋市保健センター運営審議会」を「芦屋市こども家庭・保健センター運営審議会」に改め、同表市長の項担当事務の欄中「芦屋市保健センター」を「芦屋市こども家庭・保健センター」に改める。  
(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。  
別表区分の欄中「芦屋市保健センター運営審議会」を「芦屋市こども家庭・保健センター運営審議会」に改める。

芦屋市保健福祉センターの設置に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法及び母子保健法の一部改正を踏まえ、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもへの一体的な相談支援等を行う機能を有する「こども家庭センター」を芦屋市保健センターと一体的に設置し、子ども家庭支援全般に取り組む体制強化を図るとともに、その名称を「芦屋市こども家庭・保健センター」に改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部改正（第3条関係）

ア 施設の名称を「芦屋市こども家庭・保健センター」に改める。

イ こども家庭・保健センターの所掌業務を次のとおり改める。（第3条）

改正案	現 行
<p><u>妊産婦、子育て世帯及び子どもに対する支援全般に関すること。</u>  <u>母子保健法による母子保健事業に関すること。</u>                      健康教育及び健康相談に関すること。                      公害に係る疾病の検診に関すること。                      健康増進法による健康増進事業に関すること。                      感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核検診に関すること。                      学校保健安全法による精密検診に関すること。                      予防接種法による予防接種に関すること。</p> <p>救急医療に関すること。                      市内の医療関係機関に機器を使用させること。                      関係機関との連絡調整に関すること。                      その他市長が特に必要と認めること。</p>	<p>健康教育及び健康相談に関すること。                      公害に係る疾病の検診に関すること。                      健康増進法による健康増進事業に関すること。                      感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核検診に関すること。                      学校保健安全法による精密検診に関すること。                      予防接種法による予防接種に関すること。  <u>母子保健法による母子保健事業に関すること。</u>                      救急医療に関すること。                      市内の医療関係機関に機器を使用させること。                      関係機関との連絡調整に関すること。                      その他市長が特に必要と認めること。</p>

ウ 保健センターの所長として配置していた医師を、こども家庭・保健センターに管理医師として配置し、従来の保健センター業務のうち市長が定める事務を所掌させることとする。(第4条)

- (2) (1)ア及びイにより、こども家庭・保健センターに、妊産婦、子育て世帯及び子どもの支援全般にかかる業務を集約することに伴う規定の整理  
(第1条及び第2条関係)

### 3 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日
- (2) 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正  
第2条の表中の「芦屋市保健センター運営審議会」の名称を「芦屋市こども家庭・保健センター運営審議会」に、「芦屋市保健センター」の文言を「芦屋市こども家庭・保健センター」に改める。
- (3) 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
別表中の「芦屋市保健センター運営審議会」の名称を「芦屋市こども家庭・保健センター運営審議会」に改める。

児童福祉法抜粋（\_\_\_\_\_部分は、令和6年4月1日施行）

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
  - (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
  - (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
  - (4) 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とする  
と認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及  
び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計  
画的な支援を行うこと。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、  
必要な支援を行うこと。
- (第2項から第5項まで省略)

第10条の2 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

2 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福  
祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

- (1) 前条第1項第1号から第4号までに掲げる業務を行うこと。
  - (2) 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
  - (3) 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当  
該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備  
その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につ  
き、必要な支援を行うこと。
- 3 こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第1項に  
規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

母子保健法抜粋（\_\_\_\_\_部分は、令和6年4月1日施行）

（相談及び支援）

第9条の2 市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、母子保健に関する相談に応じなければならない。

2 市町村は、母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援を行うものとする。

### 第3章 こども家庭センターの母子保健事業

第22条 こども家庭センターは、児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第1号から第4号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第5号に掲げる事業を行うものとする。

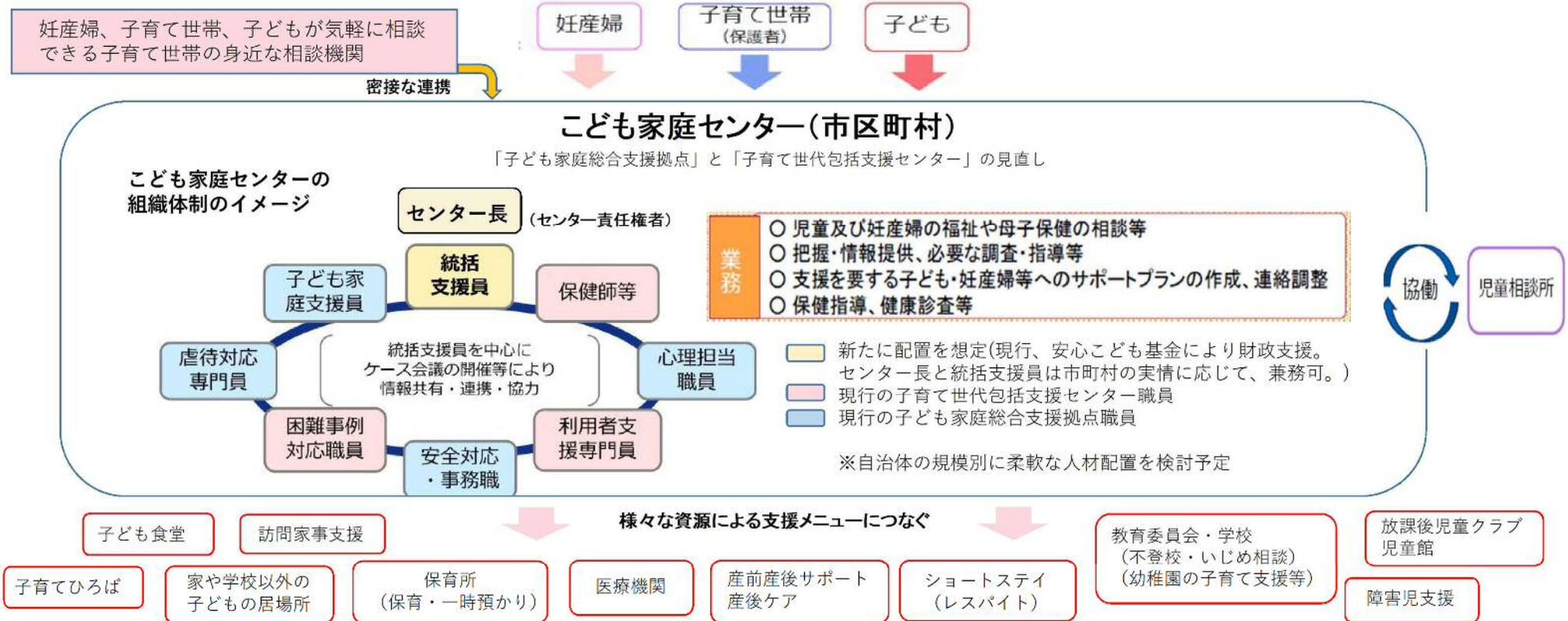
- (1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- (2) 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- (3) 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- (4) 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第9条の2第2項の支援を行うこと。
- (5) 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

2 市町村は、こども家庭センターにおいて、第9条の指導及び助言、第9条の2第1項の相談並びに第10条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第21条の1第1項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第2項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

【厚生労働省資料抜粋】

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。



芦屋市こども家庭・保健センター設置のイメージ（主な業務）

